

四日市市選管告示第57号

平成28年11月27日執行の四日市市長選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成28年11月20日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一 期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階 ロビー	平成28年 11月21日 から 平成28年 11月26日 まで
四日市市第二 期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター1階 研修室	
四日市市第三 期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター2階 防災センター	
四日市市第四 期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 中消防署中央分署3階 多目的ホール	
四日市大学 期日前投票所	四日市市萱生町1200番地 四日市大学 情報センター1階 ロビー	平成28年 11月24日 及び 平成28年 11月25日

(選挙管理委員会事務局)